

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料の減免について **【令和4年度】**

1 減免の対象者（新型コロナウイルス感染症により次の(1)または(2)に該当される方）

- (1) 世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
- (2) 世帯の主たる生計維持者の令和4年の事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入（以下「事業収入等」といいます。）のいずれかの減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯の方

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害補償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

※ 会社都合等で退職した世帯の主たる生計維持者が、「非自発的失業者に係る軽減」制度に該当する場合は、減免の対象になりません。

ただし、給与収入以外に事業収入、不動産収入または山林収入の減少が見込まれる場合は、減免の対象になる場合があります。

また、減少が見込まれる対象事業収入等の令和3年の所得額が0円の場合、減免額の計算において減免対象保険料額が0円となるため、減免の対象となりません。

2 減免の対象となる保険料

令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）がある保険料

3 保険料の減免額

減免対象保険料額（A × B ÷ C）に減免割合（D）をかけた金額

A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額

C：世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額

D：令和3年の合計所得金額に応じた減免割合

令和3年の合計所得金額	減免割合（D）
300万円以下の場合	全部（10分の10）
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

（注）世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業（非自発的失業者に係る軽減制度に該当する場合を除く。）の場合には、令和3年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料額の全部を免除

4 提出書類

申請理由によって添付書類が異なります。事前に保険年金課へ確認してください。

(1) **減免申請書** ※「減免申請書」は、申請の年度ごとに必要です。

(2) **申立書**

(3) **添付書類**（申請理由を証明するもの。申請理由によって異なります。）

ア **死亡または重篤な傷病を負った場合**

① 死亡診断書の写し、② 診断書の写し

イ **世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合**

（世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止または失業し、事業収入等が減少した場合も含みます。）

(ア) 世帯の主たる生計維持者の令和3年中の収入額並びに国や県から支給された課税対象の給付金等の種類及び金額が確認できるもの

① 確定申告書の写し、② 給与源泉徴収票の写し など

(イ) 世帯の主たる生計維持者の令和4年の収入実績（申請月の前月分まで）が確認できるもの

① 帳簿の写し、② 給与明細書の写し

③ 給付金等の支給決定通知書又は通帳の写し など

(ウ) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止または失業したことが確認できるもの（世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止または失業した場合のみ）

① 雇用保険受給資格者証（なければ、離職票、退職証明書、解雇通知書）

② 廃業届 など

(注) 申請書等の記入に当たっては、消えるボールペン等は使用しないでください。記入を誤った場合は、二重線で訂正し、余白に記入してください。

5 その他の留意事項

(1) 多数の申請が予想されるため、減免の審査に時間がかかり、減免決定通知を送付するまでに1～2か月要す場合があります。

(2) 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、減免申請書に必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

(3) 減免が適用される場合は、減免申請書を提出された翌月または翌々月以降で国民健康保険料を調整します。減免が決定するまで口座振替を中止したい方は、保険年金課へ連絡してください。連絡の時期によっては、中止できないことがあります。

(4) 減免申請をされても、納期限が到来し、未納となった保険料については、督促状を送付することになります。

(5) 払い過ぎになった保険料は、後日還付になります。ただし、保険料に未納がある場合は、還付金を未納保険料に充当することになります。

(6) この減免制度に該当せず納付が難しい場合は、ご相談ください。

(お問合せ先) 呉市福祉保健部 保険年金課
国保保険料グループ (電話：0823-25-3153)